

介護予防・日常生活支援総合事業（第 1 号事業）所の指定更新について

【介護予防・日常生活支援総合事業（第１号事業）所の指定更新について】

下記の法人が、介護予防・日常生活支援総合事業（第１号事業）の指定更新申請を行ったことについて報告します。

１．申請概要

法人名	株式会社スマートライフ
主たる事務所	米沢市駅前１丁目１番１１０号
代表者	代表取締役 酒井 登
事業所名	スマートライフ訪問介護事業所
主たる事業所	米沢市駅前１丁目１番１１１号
前の有効期間満了日（Ａ）	R 5. 8. 3 1
更新日（Ｂ）	R 5. 9. 1
次の有効期間満了日（Ｃ）	R 1 1. 8. 3 1

２．申請に至るまでの経過

指定の有効期間が満了（Ａ）となることから、事業継続のため更新申請を行ったものです。

３．事業計画との整合性

全て介護保険事業計画で当初から見込んでいます。

４．書類審査

それぞれ必要書類の提出を受け、基準を満たしていることを確認しました。

５．現地確認

第１号事業に係る指定基準は、県指定の訪問介護と同様であることから現地調査は省略しました。

６．指定更新

表に記載の事業所に対して指定の更新（Ｂ）を行い、介護保険法第７０条の２に基づき指定の有効期間（Ｃ）はそれぞれ指定更新を行った日から６年間としました。